

件 名	「高校生世代への特別支援金」の支給	問合せ	こども家庭センター 内線 565
内 容			
国においては、令和 6 年 10 月から、高校生の世代まで支給対象を広げるなど児童手当の制度を拡大することとしています。 本市では、すでに、令和 5 年 6 月～令和 6 年 3 月の 10 カ月分として、国に先駆けて、教育費など経済的な負担が大きくなる高校生世代を対象に、1 人あたり 10 万円の特別支援金を支給しています。 本年度においても、昨年度に引き続き、児童手当の制度が拡大されるまでの 4 月～9 月の 6 カ月分として、高校生の世代（平成 18 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれの学生など）を対象に、市独自での特別支援金を支給します。 なお、市内対象者には、6 月 14 日に通知を発送しています。		○支給（申請）対象 ■ ①令和 6 年 4 月 1 日時点で、市内に住民登録のある支給対象の学生などの世帯に属する世帯主 ②令和 6 年 4 月 1 日時点で、市外に住民登録のある学生を養育する市内に住民登録のある方 ○支給額 ■ 1 人あたり 6 万円 ○申請方法 ■ ①の方： ・オンライン申請、窓口のいずれか。市から世帯主あてに申請書をお送りします。 ・世帯主の方に支払いますので、世帯主の口座を指定してください。 ②の方： ・申請書をお送りしますので、こども家庭センターまで連絡してください。 ・申請者は、市外の学生などを養育する父母などです。添付資料として在学証明書と学生などの住民票抄本（本籍地入りのもの）が必要です。 ○支給対象者（見込み） ■ 1, 2 5 0 人 ○支給総額（予算） ■ 7, 5 0 0 万円	